

1 改正の趣旨

地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の基礎課税額等の限度額について改定するもの。

※医療給付費等が増加する中で、保険料（税）負担について、中間所得層の負担に配慮し、高所得層により多く負担いただくため、賦課限度額の見直しを行うもの。

2 主な改正内容

国民健康保険税の課税限度額について、医療分（医療・後期）を2万円引き上げるものとして、このうちの「後期高齢者支援分」を2万円引き上げて22万円とするものです。

※限度額の引上げの目安とする「限度額の超過世帯割合」について、令和5年度は目安となる1.5%台に既に到達しているところ、「後期高齢者支援金賦課分」の超過世帯割合が2%を超え、前年と比較して大幅に増加していることから、賦課限度額を「2万円」引き上げるもの。

現行	改正後
国民健康保険税課税限度額	国民健康保険税課税限度額
医療給付費分 65万円	医療給付費分 65万円
後期高齢者支援分 20万円	後期高齢者支援金分 <u>22万円</u>
介護納付金分 17万円	介護納付金分 17万円 ※介護納付金分は据置き

3 近隣自治体の改正状況

自治体	改正時期	改定内容
桶川市	12月議会上程予定。	令和6年度保険税から適用予定。 北本市と同様の改正。
上尾市	12月議会上程予定で検討中。	令和6年度保険税から適用予定。 北本市と同様の改正。
鴻巣市	令和5年3月専決、6月議会で承認。	令和5年度保険税から適用。 北本市と同様の改正。

4 施行期日

施行日 令和6年4月1日
(令和6年度分の国保税から適用)